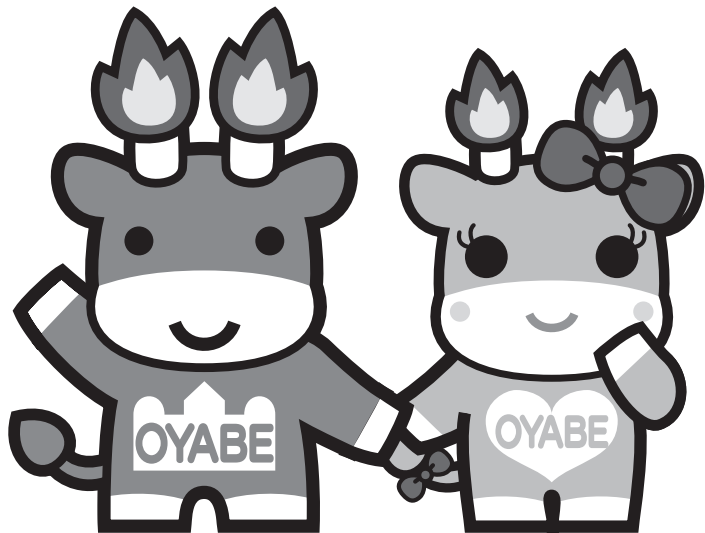


～住みなれた地域で安心して生活するために～
「心がやすらぐ健康とあたたかな福祉で支え合うまち」をめざして

障害者福祉 ガイドブック



小矢部市シンボルキャラクター

メルギューくん

メルももちゃん

小矢部市社会福祉事務所
小矢部市社会福祉課・こども家庭課

も く じ

• 福祉一覧	1
1 手 帳	(P 3～P 4)
• 身体障害者手帳	3
• 療育手帳	3
• 精神障害者保健福祉手帳	4
2 手当・年金	(P 5～P 11)
• 障害児福祉手当	5
• 特別障害者手当	5
• 特別児童扶養手当	7
• 児童扶養手当	8
• 小矢部市障害児福祉年金	8
• 心身障害者扶養共済制度	9
• 年金制度	9
3 自立支援給付等	(P 12～P 14)
• 自立支援給付	12
• 障害児通所支援	12
• 補装具費・補装具修理費の支給	13
• 障害者通所費補助金	14
4 自立支援医療制度等	(P 15～P 16)
• 自立支援医療	15
• 心臓病児治療費補助金	15
• 重度心身障害者等医療費助成制度	16
5 地域生活支援事業等	(P 17～P 24)
• 相談支援事業	17
• 日中一時支援事業	18
• 移動支援事業	18
• 日常生活用具の給付	19
• 在宅重度障害者住宅改善費補助	21
• 手話通訳者等派遣事業	22
• 身体障害者訪問入浴サービス	22

耳マーク		聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。
オストメイト用設備／オストメイト		オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。
ハート・プラス マーク		「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。
ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。
手話マーク		耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。
筆談マーク		耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

• 自動車操作訓練費の助成	22
• 自動車改造費助成	22
• おむつ券の支給	23
• 寝具洗濯消毒乾燥事業	23
• 福祉タクシー事業	23
• 高齢者等除排雪支援事業	24
• 盲導犬の貸与費助成	24
• 点字図書館	24
• 成年後見制度利用支援事業	24
 6 税の減免	
	(P 25～P 26)
• 市民税・所得税	25
• 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免	25
• その他の税金	26
 7 公共料金等の軽減	
	(P 27～P 29)
• J R・私鉄（電車・バス）・市営バス	27
• 航空運賃	27
• タクシー運賃	27
• 有料道路通行料金	27
• NHK放送受信料	28
• 郵便	28
• 電話番号の無料案内（ふれあい案内）	29
• 聴覚障害者用救急要請 F A X	29
• 携帯電話料金の障害者割引	29
 8 その他の福祉制度	
	(P 30～P 38)
• 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助	30
• 選挙と投票	30
• 富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度	31
• 雇用と促進	31
• 避難行動要支援者制度	32
• 障害者相談員	32
• 民生委員・児童委員	33
• 障害者関係団体	34
• 身体障害者障害程度等級表	35

このガイドブックは、令和6年4月1日現在の福祉制度やサービスの概要を紹介したものです。制度やサービスの詳細や手続きの方法などは、それぞれの窓口へお問い合わせください。

福 祉

制 度			手当・年金							障害福祉サービス等			
			障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	福祉年金 小矢部市障害児童	共済制度 心身障害者扶養	障害基礎年金	障害厚生年金	自立支援給付	障害児通所支援	補装具費支給
級			(P5)	(P5)	(P7)	(P8)	(P8)	(P9)	(P9)	(P10)	(P12)	(P12)	(P13)
身体障害者手帳	視覚		○	○	○	○	○	1～3			○	○	○
	聴覚		○	○	○	○	○	2・3			○	○	○
	平衡機能			○	○	○	○	3			○	○	○
	音声言語そしゃく機能			○	○	○	○	3			○	○	○
	肢体不自由	上肢	○	○	○	○	○	1～3			○	○	○
		下肢	○	○	○	○	○	1～3			○	○	○
		体幹	○	○	○	○	○	1～3			○	○	○
	内部		○		○	○		1・3			○	○	
療育手帳			A	A	○	○	○	○			○	○	
精神障害者保健福祉手帳			○	○	○	○		○			○	○	
対象者			20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳未満	3歳以上20歳未満	保護者の年齢65歳未満	20～64歳	20～64歳		18歳未満	

- 1～6 身体障害者手帳の等級
A・B 療育手帳の等級
1～3 精神障害者保健福祉手帳の等級

※該当ページをご覧の上、詳しくは担当課へお問い合わせください。

一 覧

自立支援医療等					地域生活支援事業等								
自立支援医療	治療費補助金 小矢部市心臓病児	医療（0～64歳） 重度心身障害者等	医療（65～69歳） 重度心身障害者等	一部負担金還付 老人医療費	日中一時支援	移動支援	日常生活用具給付	住宅改善費 在宅重度障害者	自動車操作訓練費	自動車改造費	おむつ券の支給	寝具洗濯消毒乾燥事業	福祉タクシー
(P15)	(P15)	(P16)	(P16)	(P16)	(P18)	(P18)	(P19)	(P21)	(P22)	(P22)	(P23)	(P23)	(P23)
○		1・2	4～6	1～3	○	1・2		1・2	○				1・2
○		2	(4)・6	2・3	○				○				
○			5	3	○				○				
○			(4)	3・(4)	○				○				
○		1・2	4～6	1～3	○			1・2	○	1・2			
○		1・2	(4) 5・6	1～3 (4)	○	1・2		1・2	○	1・2			1・2
○		1・2	5	1～3	○	1・2		1・2	○	1・2			1・2
○		1・2	4	1～3	○			車いす 受給者	○				
		A	B	A	○	要常時 介護		A					
※		1		1・2	○	要常時 介護							
	18歳 未満	65歳 未満	65～69 歳	65歳 以上				3歳 以上	18歳 以上	18歳 以上	65歳 未満	65歳 未満	18歳 以上

身体障害者手帳

身体に一程度以上の永続する障害を有する人で、身体障害者障害程度等級表に該当すると認められた場合に手帳が交付されます。

この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

【交付の手續に必要なもの】

- 診断書（様式・指定医師が定められています。）
 - 顔写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
1枚
 - 個人番号カード等
- ※詳しくは、担当課へお問い合わせください。

【障害の種類】

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 平衡機能障害
- 音声・言語・そしゃく機能の障害
- 肢体不自由（上肢・下肢・体幹）
- 内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・
小腸・肝臓等）

【注意事項】

手帳は、他人に譲渡したり貸与することはできません。

住所や氏名に変更があったとき、死亡されたとき等異動があった時は手続が必要です。

療育手帳

児童相談所又は障害者相談センターにおいて知的障害の状態にあると判定された人に手帳が交付されます。

この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

【交付の手續に必要なもの】

- 顔写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
1枚
- 個人番号カード等

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

社会福祉課

TEL 67-8601

【障害の程度】

A…知能指数（IQ）が概ね35以下で、日常生活に常時介助を有する程度。

B…知能指数（IQ）が概ね75以下

【障害の程度の確認】

原則18歳未満の人は2年ごと、18歳以上の人は10年ごとに再判定を行います。（次回判定年月として示された時期に必ず再判定の申請をしてください。）

【注意事項】

手帳は、他人に譲渡したり貸与することはできません。

住所や氏名に変更があったとき、死亡されたとき等異動があった時は手続が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（知的障害を除く）を有する人で、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に手帳が交付されます。

この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

社会福祉課

Tel 67-8601

【交付の手続に必要なもの】

- 診断書（様式・指定医師が定められています。）
- 顔写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
1枚
- 個人番号カード等

※詳しくは、担当課へお問い合わせください。

【障害の種類】

- 1級…日常生活の用に弁ずるのを不能ならしめる程度のもの
- 2級…日常生活が著しい制限を受ける程度のもの
- 3級…日常生活若しくは社会生活が制限を受ける程度のもの

【障害の程度の確認】

有効期限は2年間です。更新手続を行う場合は有効期限が切れる3か月前から更新申請が行えます。

【注意事項】

手帳は、他人に譲渡したり貸与することはできません。

住所や氏名に変更があったとき、死亡されたとき等異動があった時は手続が必要です。

障害児福祉手当

身体又は精神に重度の障害を有する児童に、福祉の増進を図るため、手当が支給されます。

【対象者】 次の全てに該当する人が対象です。

- 施設に入所していない人
- 障害年金等を受給していない人
- 20歳未満で常時介護を要する次の障害の人

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【手当額】

月額 15,690円（令和6年4月～）

ただし、所得制限があります。

【受給手続】

受給申請書の提出が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

特別障害者手当

身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態の人に所得保障の一環として支給されます。

【対象者】 次の全てに該当する人が対象です。

- 施設に入所していない人
- 3か月以上の入院に至っていない人
- 次のAからEまでのいずれかに該当する人

担当課等

社会福祉課

Tel 67-8601

社会福祉課

Tel 67-8601

2 手当・年金

担当課等

- A 表1の1～7のうち、2つ以上に該当するもの
- B 表1の1～7のうち、1つに該当し、かつ表2のうち、2つに該当するもの
- C 表1の3～5のいずれかに該当し、それが特に重度であるため日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの
- D 表1の6の障害で、特に絶対安静と診断された人
- E 精神の障害（知的障害を含む）であって日常生活能力の評価が極めて重度と認められるもの

表1

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表2

- 1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢の親指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢の親指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は、一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【手当額】

月額 28,840 円（令和6年4月～）

ただし、所得制限があります。

【受給手続】

受給申請書の提出が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当

身体又は精神に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を家庭で養育している人に、児童の福祉増進を図るため手当が支給されます。

【対象者】 次の全てに該当する児童の養育者が対象です。

- 施設に入所していない児童
- 障害年金を受給していない児童
- 20歳未満で次の障害に該当する児童

1 級

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの等
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの等
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能の欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

担当課等

こども家庭課

TEL 6 7 - 8 6 0 3

2 手当・年金

【手当額】（令和6年4月～）

1級 月額 55,350円

2級 月額 36,860円

ただし、所得制限があります。

【受給手続】

受給申請書の提出が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

担当課等

児童扶養手当

父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない18歳までの児童を、「監護している母」又は「監護し、かつ生計を同じくしている父」若しくは「父母に代わってその児童を養育している人」に手当が支給されます。また、父又は母が身体などに重度の障害がある場合にも、同様に手当が支給されます。児童におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満まで同様に手当が支給されます。

ただし、児童が、児童福祉施設に入所している場合（通所施設を除く）等は支給されません。令和3年3月から、障害基礎年金等の子の加算部分の額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の手当を受給できるようになりました。

【手当額】（令和6年4月～）

全部支給 月額 45,500円

一部支給 月額 45,490円～10,740円

ただし、所得制限があります。第2子以降には加算額があります。

【受給手続】

認定請求書の提出が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

こども家庭課

TEL 67-8603

小矢部市障害児童福祉年金

在宅の身体又は精神に障害のある児童（3歳以上20歳未満）を扶養している保護者に支給されます。

【対象者】 次のいずれかに該当する児童の保護者

- 身体障害手帳の交付を受けた中程度以上の障害のある児童（条例に定める障害の程度に該当する児童）
- 知的障害のある児童

【支給額】

年額 20,000円

年度途中で、支給決定又は、支給停止となった場合は、年額を月割計算します。

【受給手続】

受給申請書の提出が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

こども家庭課

TEL 67-8603

心身障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納め、保護者が死亡又は重度障害の状態になった場合に、障害のある人に終身一定額の年金が支給されます。

【加入できる保護者の要件】

障害のある人を現に扶養している保護者であって、次の全ての要件を満たしている人。障害のある人1人に対して加入できる保護者は1人です。

- ・小矢部市に住所があること
- ・4月1日現在の年齢が、65歳未満であること
- ・特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

【障害のある人の範囲】

次のいずれかに該当する障害のある人の保護者が加入できます。

- (1) 身体障害者手帳1～3級の人
- (2) 知的障害の人
- (3) 精神又は身体に永続的な障害のある人で(1)、(2)に準じる人

【年金額】	1口加入の人	月額	20,000円
	2口加入の人	月額	40,000円

【掛金月額】

加入者の加入時の年齢により、1口当たり次のとおりです。

35歳未満	9,300円	35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円	45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円	55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円		

※加入者が4月1日現在において65歳となってから最初に到来する加入当月に達し、かつ、継続して20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。

【加入手続】

加入申込書の提出が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

担当課等

社会福祉課

Tel 67-8601

年金制度

○障害基礎年金（国民年金）

障害者の経済的基礎を確立するため、障害基礎年金が支給されます。ただし、65歳の誕生日の前々日までに申請が必要です。（老齢基礎年金の繰上げ受給者は該当しません。）

【支給要件】

次の1から3のすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

市民課

Tel 67-1760

2 手当・年金

担当課等

1. 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - 国民年金加入期間
 - 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
2. 障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日）に、障害等級表（※1）に定める1級または2級に該当していること。
（※1 障害者手帳ではなく年金の障害等級表です）
3. 初診日の前日に、初診日のある月の前々月までの被保険者期間で国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。
ただし、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の2ヶ月前の直近1年間に保険料の未納が無いこと。
また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

【支給額】

国民年金法 1級 年額 1,020,000円＋子の加算額（※2）
2級 年額 816,000円＋子の加算額（※2）

（※2）子の加算額とは

子の加算額はその方に生計を維持されている子がいるときに加算されます。なお「子」とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子です。

子2人まで 1人につき 234,800円
3人め以降 1人につき 78,300円

○障害厚生年金

障害者の経済的基盤を確立するため、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

【支給要件】

- （1）厚生年金加入中にかかった傷病により、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当する障害状態になった人
- （2）初診日の前日において保険料納付要件を満たしている人

○特別障害給付金

障害者福祉の増進を図るため、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金が支給されます。

【支給要件】

- （1）昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者等の配偶者で、かつ、国民年金法の任

日本年金機構
砺波年金事務所
TEL(0763)33-1725

市民課
TEL 67-1760

2 手当・年金

担当課等

意加入被保険者でなく、現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害がある人

- (2) 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒で、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなく、現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害がある人

【支給額】

障害基礎年金の1級相当に該当する人	月額	55,350円
障害基礎年金の2級相当に該当する人	月額	44,280円

○障害年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

【支給要件】

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 障害基礎年金を受けている
- (2) 前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である

【支給額】

年金法	1級	6,638円（月額）
	2級	5,310円（月額）

○年金相談

毎月、第1火曜日に、小矢部市役所会議室において、年金相談が開設され、専門官が相談に応じます。

（開設時間 午前10時～午後3時）

3 自立支援給付等

自立支援給付

障害者（難病患者を含む）の自立支援を目的に、障害福祉サービスを支給します。サービスの利用には申請手続が必要ですので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

給付の種類	サービス名称	サービス内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排泄、食事等の介助を行う
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事等の介助を行う
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し援助を行う
	行動援護	知的・精神障害により常に介護が必要な人に外出時の移動の補助などを行う
	重度障害者等包括支援	介護度が非常に高いと認定された人に居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供
	短期入所（ショートステイ）	短期間施設入所して必要な支援を行う
	療養介護	医療機関で機能訓練や療養上の治療・訓練を行う
	生活介護	常に介護が必要な人に施設で入浴や排泄、食事の介助や創作的活動などの機会を提供
	施設入所支援	施設入所する人に入浴や排泄、食事の介護など行う
訓練等給付	自立訓練	一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う
	就労移行支援	就業を希望する人に一定期間生産活動その他の機会提供、知識や能力向上のための訓練を行う
	就労継続支援	通常の事業所での労働が困難な人に就労その他の機会提供、知識や能力向上のための訓練を行う
	就労定着支援	一般就労された人が職場に定着できるように、施設の職員が就職先の事業所を訪問し、就労された人と企業の支援を行う
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して一人暮らしを希望する人に、定期的に電話や居宅を訪問し、地域生活の支援を行う
	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に住居相談や日常生活援助を行う
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住民確保、関係機関との調整等を行う
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う

【自己負担額】

サービスの利用に係る費用の1割。ただし、所得に応じた上限負担額があります。
※介護保険の対象となる人については、原則として介護保険のサービスを優先して利用していただきます。

障害児通所支援

障害児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練やその他必要な支援を行います。

こども家庭課

TEL 67-8603

サービス名称	サービス内容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導等を行う
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う
放課後等デイサービス	就学中の障害児に授業終了後又は休業日に、生活能力向上のための必要な訓練等を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、自宅を訪問し、児童発達支援を行う
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活適応のための専門的な支援を行う

3 自立支援給付等

【申請に必要なもの】

- 障害者手帳
- 診断書（障害者手帳を所持していない場合）
- 個人番号カード等

【自己負担額】

サービスの利用に係る費用の1割。ただし、所得に応じた上限負担額があります。

担当課等

補装具費・補装具修理費の支給

障害者等の身体機能を補完し、又は代替かつ長期間にわたり継続して使用される補装具の購入費、借り受け又は修理費について支給します。難病患者等で、補装具が真に必要と認められる人も対象となります。

社会福祉課

TEL 67-8601

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳
※医師意見書が必要な場合もあります。
- 個人番号カード等
※詳しくは、担当課へお問い合わせください。

【自己負担額】

原則として費用の1割

ただし、自己負担額は、所得に応じて上限があります。

障 害	補 装 具 の 種 類
視 覚	視覚障害者安全つえ
	眼鏡、義眼、コンタクトレンズ
聴 覚	補聴器（2・3級は重度難聴用、4・6級は高度難聴用）人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
音 声 ・ 言 語	重度障害者用意思伝達装置
肢 体 不 自 由	義肢（義足・義手）、装具（上肢・下肢・靴型・体幹）
	歩行補助杖（杖、松葉杖、多点杖、ロフストランド・クラッチ、カナディアン・クラッチ）
	歩行器、座位保持装置
	車椅子（下肢又は体幹に障害がある人）
	電動車椅子（両下肢又は体幹に障害があり、かつ上肢に障害がある人）
	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具（いずれも18歳未満のみ）

（注）補装具には、それぞれ耐用年数が決められています。

3 自立支援給付等

障害者通所費補助金

市内に住所を有する障害者に対し、就労支援等の施設への通所に要する費用の一部を助成します。

【補助金の内容】

市内に住所を有する障害者に対し、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、自立訓練事業所への通所に要した経費に対し補助します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象外とします。

- (1) 施設に徒歩や自転車で通所している場合
- (2) 施設が提供する無料送迎を利用している場合
- (3) 施設から通所費に相当する手当が支給されている場合

【対象経費】

- (1) 公共交通機関（バス・鉄道・タクシー）に要する経費
- (2) 自家用車（保護者が運転する場合を含む）を利用する場合は燃料費を基準に市が定める額

【補助金の額】

通所に要する経費の1／2以内（限度額2万円以内／年）

【申請】

通所された日数を年度末にまとめて申請。申請書は年度末に各事業所に送付します。

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

4 自立支援医療制度等

自立支援医療

【対象者】

更生医療：18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた人で、手術等により障害が軽減されると判定された人

育成医療：18歳未満の身体に障害のある児童、又は現在の疾病を放置しておく、将来障害に至ると認められる児童

精神通院医療：精神疾患の治療のために、医療機関に通院している人

【対象となる医療】

心臓機能障害、腎臓機能障害、肝臓機能障害等
統合失調症や躁うつ病等

【申請に必要なもの】

- 健康保険証（本人と同一保険に加入している世帯員全員のもの）
- 医師の意見書・診断書
- 個人番号カード等

※詳しくは、担当課へお問い合わせください。

【自己負担額】

総医療費の1割。ただし、世帯の所得に応じて、ひと月当たりの負担額に上限があります。

なお、入院時の食事療養費又は生活療養費については、自己負担です。

心臓病児治療費補助金

小矢部市に1年以上住所を有する18歳未満の手術を必要とする心臓病児で、自立支援医療（育成医療）の給付を受けた人の保護者に補助金を交付します。

【補助金額】

5万円	心内膜床欠損・ファロー四徴・完全大血管転位・総肺静脈環流異常・肺動脈弁狭さく・大動脈弁狭さく・三尖弁閉鎖・大動脈縮さく・心内膜線維弾性症
3万円	心房中隔欠損・動脈管開存（ボタロー管開存）・心室中隔欠損

※病名が重複する場合は、5万円を限度とします。

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

こども家庭課

TEL 67-8603

4 自立支援医療制度等

重度心身障害者等医療費助成制度

重度心身障害児(者)の健康維持や、経済的な負担の軽減を図るため医療費の助成を行います。

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

障害程度		0歳から64歳まで【障Ⅰ】	65歳以上【一部負担金還付】（※2）	
重度	・身体障害者手帳1.2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級	保険適用医療費自己負担分の全額	一般所得者（1・2割負担）	保険適用総医療費自己負担分の全額
	現役並み所得者（3割負担）			
	・国民年金法の障害年金1級			
中度	・身体障害者手帳3級 ・身体障害者手帳4級の1部（※1） ・精神障害者保健福祉手帳2級 ・国民年金法の障害年金2級		一般所得者（1・2割負担）	自己負担額から保険適用総医療費の1割を除いた額
			現役並み所得者（3割負担）	
軽度	・身体障害者手帳4級（※1以外） ・身体障害者手帳5・6級 ・療育手帳B		65歳以上70歳未満【障Ⅱ】	
			一般所得者（3割負担）	保険適用総医療費の1割
			現役並み所得者（3割負担）	助成はありませんが、高度の医療費を支払われた場合は助成を受けられる場合があります。

※ご本人の属する世帯全員の合計所得金額の合算額が1,000万円以上の場合は助成されません。

※1 音声・言語障害4級

下肢障害4級1号：両下肢のすべての指を欠くもの

下肢障害4級3号：一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの

下肢障害4級4号：一下肢の機能の著しい障害

※2 後期高齢者医療制度に加入している場合

5 地域生活支援事業等

相談支援事業

障害者等の専門支援相談員を配置し、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な助言を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。気軽にご利用ください。

【指定一般相談支援事業所及び市内の特定相談支援事業所】

- ◇地域活動支援センター
ひまわり
小矢部市埴生1476
(TEL 0766-67-7340)



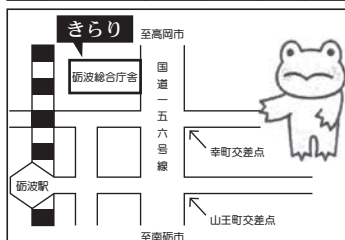
- ◇わくわく小矢部相談支援事業所（NPO法人）
小矢部市新富町4-1
(TEL 0766-67-5360)



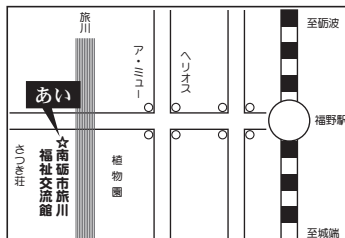
- ◇地域生活支援センター
すまいる
小矢部市綾子5596
(TEL 0766-68-3820)



- ◇障がい者サポートセンター
きらり
砺波市幸町1-7
(TEL 0763-33-1552)
富山県砺波総合庁舎1階



- ◇相談支援センターあい
南砺市院林82-1
(TEL 0763-22-3535)
南砺市旅川福祉交流館
ピアサポートあい内



- ◇地域活動支援センター
となみ野
砺波市出町中央13-1
(TEL 0763-23-6540)



担当課等

社会福祉課
TEL 67-8601

日中一時支援事業

保護者や家族介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障害者等の日中における活動の場を提供します。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ※申請後、障害支援区分の認定を行います。

【利用料】

サービスに係る費用の1割。ただし、低所得者については、自己負担額の軽減が図られています。

※おやつ、食事代等は実費です。

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行います。※送迎サービスではありません。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ※申請後、障害支援区分の認定を行います。

【対象者】 次のいずれかに該当する人

(重度訪問介護、行動援護等の対象となる人を除く。)

- ・在宅で、身体障害者手帳を有し、下肢又は体幹機能障害1級若しくは2級の人
- ・在宅で、療育手帳又は精神保健福祉手帳を有し、一人で外出するには行動上困難で、常時介護が必要な人

【自己負担額】

サービスに係る費用の1割

ただし、低所得者については、自己負担額の軽減が図られています。

※交通費等については、実費がかかります。

社会福祉課

TEL 67-8601

利用時間	身体介護を伴うもの		身体介護を伴わないもの	
30分未満	2,300円	3 級ヘルパー等により行われる場合 70／100	800円	3 級ヘルパー等により行われる場合 90／100
30分以上 1 時間未満	4,000円		1,500円	
1 時間以上1.5時間未満	5,800円		2,250円	
1.5時間以上 2 時間未満	6,550円		30分ごとに 700円加算	
2 時間以上2.5時間未満	7,300円			
2.5時間以上 3 時間未満	8,050円			
3 時間以上	30分ごとに 700円加算			

5 地域生活支援事業等

日常生活用具の給付

在宅の障害者等（難病患者等も含む）が家庭生活を便利で快適なものにするため、日常生活用具を給付又は貸与します。品目ごとに給付の対象となる障害程度等が定められています。事前にご相談ください。

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳、療育手帳
 - 見積書
 - 平面図（施工前・施工後）
 - 写真（施工前）
 - 日常生活用具医師意見書（難病患者の人など）
- } 住宅改修の場合

【自己負担額】

基準額に係る費用の1割

ただし、低所得者については、自己負担額の軽減が図られています。

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

日常生活用具一覧

種別	種 目	対象年齢	対象等級	対象者	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	18歳以上	1級、2級 難病患者等	下肢又は体幹機能障害の人 寝たきりの状態にある人	8年
	特殊マット	3歳以上	1級 2級(身体障害児) 重度・最重度 難病患者等	下肢又は体幹機能障害で常時介護を必要とする人 知的障害の人 寝たきりの状態にある人	5年
	特殊尿器	学齢児童以上	1級 難病患者等	下肢又は体幹機能障害で常時介護を要する人 自力で排尿できない人	5年
	入浴担架	3歳以上	1級、2級	下肢又は体幹機能障害で入浴に当たり家族等の介助を要する人	5年
	体位変換器	学齢児童以上	1級、2級 難病患者等	下肢又は体幹機能障害で下着交換等に家族等の介助を要する人 寝たきりの状態にある人	5年
	移動用リフト	3歳以上	1級、2級 難病患者等	下肢又は体幹機能障害の人 下肢又は体幹機能に障害がある人	4年
	訓練いす	3歳以上	1級、2級	下肢又は体幹機能障害の身体障害児の人	5年
	訓練用ベッド	学齢児童以上 18歳未満	1級、2級 難病患者等	下肢又は体幹機能障害の身体障害児の人 下肢又は体幹機能に障害がある人	8年
	入浴補助用具	3歳以上	なし 難病患者等	下肢又は体幹機能障害で入浴に介助が必要な人 入浴に介助を必要とする人	8年
	便器	学齢児童以上	1級、2級 難病患者等	下肢又は体幹機能障害の人 常時介護を要する人	8年
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	学齢児童以上	1級、2級、3級	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の人	3年

自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	なし	なし	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で家庭内の移動等において介助が必要な人	8 年
			難病患者等	下肢が不自由な人	
	頭部保護帽	なし	なし	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で歩行や立位が不安定なため、頻繁に転倒するおそれのある身体障害の人	3 年
		なし	重度・最重度	知的障害、精神障害で、てんかんの発作等により頻繁に転倒の人	
	特殊便器	学齢児童以上	1 級、2 級	上肢障害で身体障害の人及び知的障害で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な人	8 年
			重度・最重度		
			難病患者等	上肢機能に障害のある人	
	火災警報器	なし	1 級、2 級	身体又は知的な障害があつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難な人のみの世帯又はこれに準ずる世帯	8 年
	自動消火器	なし	重度・最重度	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8 年
			難病患者等		
在宅療養等支援用具	電磁調理器	なし	1 級、2 級	視覚障害で盲人の人のみの世帯又は知的障害の人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	6 年
			重度・最重度		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児童以上	1 級、2 級	視覚障害の人	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	なし	1 級、2 級	聴覚障害の人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	10 年
	透析液加温器	3 歳以上	1 級、2 級、3 級	腎臓機能障害で腹膜透析利用者	5 年
	ネブライザー（吸入器）	なし	1 級、2 級、3 級	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害で、必要と認められる人	5 年
	電気式たん吸引器		難病患者等	呼吸器機能に障害のある人	
	酸素ボンベ運搬車	なし	なし	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害の人	10 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	なし	なし	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する人で、在宅酸素療法又は人工呼吸器装着の人	5 ～ 6 年
			難病患者等	人工呼吸器の装着が必要な人	
情報・意思疎通支援用具	盲人用体温計（音声式）	学齢児童以上	1 級、2 級	視覚障害の人	5 年
	盲人用体重計				
	盲人用血圧計（音声式）				
	携帯用会話補助装置	学齢児童以上	なし	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であつて、発声・発音に著しい身体障害の人	5 年
	情報・通信支援用具	なし	1 級、2 級	上肢機能障害又は視覚障害の人	6 年
	点字ディスプレイ	なし	1 級、2 級	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害で必要と認められる身体障害の人	6 年
	点字器	学齢児童以上	1 級、2 級	視覚障害の人	5 ～ 7 年
	点字タイプライター	なし	1 級、2 級	視覚障害で就労若しくは就学している人又は就労が見込まれる人	5 年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児童以上	1 級、2 級	視覚障害の人	6 年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	学齢児童以上	1 級、2 級	視覚障害の人	6 年
	視覚障害者用拡大読書器	学齢児童以上	なし	視覚障害で本装置により文字等を読むことが可能になる人	8 年
	盲人用時計	学齢児童以上	1 級、2 級	視覚障害の人 音声式時計は、触読式時計の使用が困難な人	10 年
	聴覚障害者用通信装置	学齢児童以上	なし	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な聴覚障害等のの人	5 年
	聴覚障害者用情報受信装置	なし	なし	聴覚障害で、本装置によりテレビの視聴が可能な人	6 年
	人工喉頭	なし	なし	喉頭摘出者	4 ～ 5 年
	福祉電話（貸与）	なし	1 級、2 級	市民税非課税世帯に属し、聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害の人又は外出困難な身体障害の人でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人 ファックス貸与の人。ただし、聴覚障害又は身体障害の人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	

情報・意思 疎通支 援用具	視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	なし	なし	視覚障害で就労若しくは就学している人、又は就 労が見込まれる人	
	点字図書	なし	なし	主に情報の入手を点字によっている視覚障害の人	
	音声色彩判別装置	学齢児童以上	1 級、2 級	視覚障害の人	1 年
排泄管理 支援用具	ストマ装具	なし	なし	人工肛門又は人工膀胱造設の人	
	紙おむつ等	3 歳以上	なし	ストマ装具の使用が困難な人 高度の排便若しくは排尿機能障害の人 脳原性運動機能障害かつ意思表示の困難な人	
	収尿器	なし	なし	高度の排尿機能障害の人	
住 宅 改修費	居宅生活動作補助用具	なし	1 級、2 級、3 級	下肢又は体幹機能障害の人	
			難病患者等	下肢又は体幹機能に障害がある人	

在宅重度障害者住宅改善費補助

在宅の重度障害者の人が生活しやすくするため、既存の住宅を改善するために必要な経費の一部を助成します。

※介護保険法における住宅改修費（自己負担 1 割）の支給対象者又は障害者日常生活用具給付事業（自己負担 1 割）における住宅改修費の支給対象者については、それらの利用が優先となります。

この助成は、1 世帯 1 回のみです。事前にご相談ください。

【対象者】

在宅の人で、次のいずれかに該当する人が対象です。ただし、世帯の所得税額が 287,500 円を超える場合は、対象となりません。

- ・視覚障害又は肢体不自由の身体障害者の人（1 級、2 級）
- ・車いすの交付を受けている内部障害の身体障害者の人
- ・療育手帳の A をお持ちの人

【対象となる改善場所】

居宅、浴室、洗面所、便所、玄関等の改善（新築増築は除く）

【補助額】

所得税非課税世帯	対象経費と90万円を比較して低い額から、介護保険法に基づく住宅改修費又は障害者日常生活用具給付事業における住宅改修費を控除した額〔補助限度額90万円〕
所得税課税世帯 前年分所得税 ～287,500円まで	対象経費と90万円を比較して低い額から、介護保険法に基づく住宅改修費又は障害者日常生活用具給付事業における住宅改修費を控除した額の3分の2の額〔補助限度額60万円〕

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳
- ・見積書
- ・平面図（施工前・施工後）
- ・写真（施工前）

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

5 地域生活支援事業等

手話通訳者等派遣事業

聴覚、言語機能等の障害のため、意思疎通に支障のある人に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、自立と社会参加を支援します。

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳

【派遣費用】 無料

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

身体障害者訪問入浴サービス

障害により、居宅での入浴が困難な人に対し、訪問入浴車を利用し、入浴・清拭・洗髪等のサービスを提供します。

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳
- 医師の診断書

【自己負担額】

サービスに係る費用の1割。ただし、低所得者については、自己負担額の軽減が図られています。

社会福祉課

TEL 67-8601

自動車操作訓練費の助成

社会参加と自立を目的に自動車運転免許の取得を希望される身体障害者で適性検査に合格した人に、自動車操作訓練に係る費用を助成します。

【助成額】 世帯の所得税額により助成割合が異なります。

世帯の所得税額	助成割合
0円	全 額
24,000円以下	4分の3
24,001円 ～ 45,000円以下	4分の2
45,001円 ～ 120,000円以下	4分の1
120,001円以上	0

※ただし、助成割合を乗じて得た額が30万円を超える場合は、30万円とする。

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳

社会福祉課

TEL 67-8601

自動車改造費助成

重度身体障害者が、就労・社会参加等を目的に、障害者用自動車を取得する場合、その自動車の改造費用を助成します。

社会福祉課

TEL 67-8601

5 地域生活支援事業等

【対象者】 次の全てに該当する人が対象です。

- 肢体不自由の1級又は2級の身体障害者
- 就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある人
- 前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得金額を超えない人

【対象となる改造費用】

就労等に伴い障害者自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造費

【助成限度額】 10万円

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳
- 改造に係る見積書
- 改造部分の説明書
- 改造前の写真
- 運転免許証
- 車検証

おむつ券の支給

在宅の重度心身障害者（65歳未満）で、常時おむつが必要な人に、おむつ券を支給しています。

1月当たり 2,000円

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳
- 療育手帳

寝具洗濯消毒乾燥事業

在宅の重度心身障害者（65歳未満）で、寝たきり状態の人に、寝具（敷布団、掛布団及び毛布各1枚）の洗濯等を行います。

年1回実施

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳
- 療育手帳

福祉タクシー事業

身体障害者（下肢・体幹・視覚障害）1・2級の人に対してタクシー料金の一部を助成します。

【助成金額】

年間 6,000円（500円券、12枚綴り）

担当課等

社会福祉課
TEL 67-8601

社会福祉課
TEL 67-8601

社会福祉課
TEL 67-8601

5 地域生活支援事業等

【利用できるタクシー業者】

(株)石動タクシー (有)津沢タクシー
いどうさーびす 高岡交通(株)小矢部営業所

【申請に必要なもの】 ・身体障害者手帳

担当課等

高齢者等除排雪支援事業

市民税非課税世帯の方の屋根及び住宅周辺の除雪作業に要する経費を助成します。(回数制限あり)

【対象者】

65歳以上のひとり暮らし高齢者
65歳以上の高齢者のみの世帯
65歳以上の高齢者と小学生以下の子どもで構成する世帯
ひとり暮らしの身体障害者 など

健康福祉課
TEL 6 7 - 8 6 0 5

盲導犬の貸与費助成

視覚障害 1、2 級の身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の人で、就労又は就職予定者が盲導犬を貸与する場合に助成があります。

県視覚障害者協会
TEL (076) 425-6761

点字図書館

点字刊行物及び録音物の貸出し等を行っています。

県視覚障害者協会
TEL (076) 425-6761

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、精神上の障害によって判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）が安心して日常生活を送れるようにするために、適切な援助者を選び、財産管理や福祉サービスの利用などの場面に、本人を保護し支援する制度です。

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に成年後見制度審判開始請求の申し立てを行い、家庭裁判所が援助する人を選びます。申し立てできるのは、本人及び配偶者、4親等以内の親族の人などに限られています。

市では、身寄りがなく申し立てできない人などの場合には、市長が代わりに申し立てを行い、さらに、経済的な理由から後見人などへの報酬が支払えない人には、経費の全部または一部を助成しています。

社会福祉課
TEL 6 7 - 8 6 0 1

健康福祉課
TEL 6 7 - 8 6 0 5

5 地域生活支援事業等

【対象者】 次の全てに該当する人が対象となります。

- (1) 市内に居住する重度の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者
- (2) 身寄りがなく、申し立てを行うことが必要な状況にある人
- (3) 経済的な理由のため、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人

【助成内容】

- (1) 申し立てに要する経費（市長申し立て分のみ）
- (2) 後見人等の報酬（在宅の場合は月28,000円、施設の場合は月18,000円限度）

担当課等

6 税の減免

市民税・所得税

申告により、障害者本人及び障害者を扶養している人の所得から下表の金額が控除されます。

区 分		所得税	住民税
普通障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神手帳2～3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神手帳1級	40万円	30万円
同居特別障害者配偶者・ 控除対象扶養親族	同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合	75万円	53万円

※障害者本人の前年の合計所得が135万円以下の場合は、住民税非課税となります。

税務課

Tel 67-1760

自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

次の表の区分に該当し、次の(1)、(2)、(3)いずれかの要件が満たされる場合、自動車に関する税金が減免となります。

- (1) 障害者が所有する自動車で、障害者本人又は生計を一とする人が運転する場合
- (2) 18歳未満の身体障害者又は知的障害者又は精神障害者と生計を一とする人が自動車を所有し、(当該障害者等の通学、通院等のために)運転する場合
- (3) 障害者のみで構成されている世帯の障害者が所有する自動車で、障害者を常時介護する人が運転する場合

(注) 障害者1人につき1台に限ります。

軽自動車税(種別割)
税務課

Tel 67-1760

自動車税(種別割・環境性能割)

軽自動車税(環境性能割)

自動車税センター

Tel (076) 424-9211

6 税の減免

身体に障害のある人

障害の区分	手帳の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		●	●	●	●	●	
聴覚障害			●	●			
平衡機能障害				●		●	
肢体不自由【上肢】		●	●				
肢体不自由【下肢】		●	●	●	○	○	○
肢体不自由【体幹】		●	●	●		○	
移動不自由【乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害】		●	●	●	○	○	○
上肢不自由【乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害】		●	●				
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障害		●		●			
音声言語機能障害				●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		●	●	●			
肝臓機能障害		●	●	●			

●…本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転ともに対象 ○…本人運転のみ対象

知的な障害のある人

療育手帳の交付を受けている人のうち、右のいずれかに該当するもの	1 障害の程度が重度「A」の人 2 障害の程度が中・軽度「B」の未就学児童 (小学校就学の始期に達するまでの児童に限る)
---------------------------------	--

精神の障害がある人

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、右に該当するもの	手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されたものに限り）の等級が1級の人
-----------------------------------	-------------------------------------

※軽自動車税については、一部該当しません

その他の税金

* 相続税

障害者が、相続によって財産を取得したとき、障害の程度や年齢に応じて、税額から一定額が控除されます。

* 贈与税の非課税

特別障害者が贈与を受ける場合「特別障害者扶養信託契約」により、金銭・有価証券その他の財産を信託銀行等に信託したときは、その信託価格のうち6,000万円まで非課税となります。

* 利子等の非課税（マル優）

元本が350万円までの預貯金の利子が、非課税となります。

* 個人事業税

障害者本人又は障害者を扶養している人の個人事業税については、下記の区分に応じて、課税対象外または申請により減免になります。

課税対象外	両眼の視力（屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。）が0.06以下の視力障害者が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業		
減 免	障害者	障害者本人が営む事業の事業所得の区分に応じ、事業税額から右の額を減免します。	314万円以下 12,000円 314万円を超え332万円以下 10,000円 332万円を超え350万円以下 9,000円
		特別障害者又は扶養している特別障害者1人につき、80万円に当該事業の税率を乗じた額を減免します。ただし、事業所得が1,000万円を超える者の事業税は減免となりません。	

担当課等

砺波税務署

TEL(0763)33-1073

総合県税事務所

TEL(076)444-4506

7 公共料金等の軽減

J R・私鉄（電車・バス）・市営バス

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人は、次の区分に応じて運賃が割引になります。乗車券発行場所にて、手帳を提示して乗車券を購入してください。

区 分	身体障害者手帳・療育手帳(第1種障害者) 精神障害者保健福祉手帳(1級)	身体障害者手帳・療育手帳(第2種障害者) 精神障害者保健福祉手帳(2級及び3級)
J R	本人と介護者共に乗車 (本人単独の場合第2種扱い)	本人のみ (100km超える区間のみ)
	普通乗車券、回数券、定期券、 急行券	普通乗車券
あいの風とやま 鉄道(株)	本人と介護者共に乗車(5割引) 普通乗車券、回数券、定期券	本人のみ(5割引) 普通乗車券、回数券、定期券
私鉄(ワンマン 電車・バス)	本人と介護者共に乗車 普通乗車券、回数券	本人のみ 普通乗車券
市営バス(メル バス)	本人と介護者共に乗車(5割引) 1日利用券、回数券、定期券	本人と介護者共に乗車(5割引) 1日利用券、回数券、定期券

※J Rは身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた人のみ対象

航空運賃

障害者手帳の交付を受けた12歳以上の人が国内航空機を利用される場合、本人及び介護者1名の航空運賃が割引となります。搭乗券を購入される時に手帳(顔写真付)を提示してください。

※詳細は実施航空運送事業者にお問い合わせください。

タクシー運賃

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人は、タクシー運賃が10%割引となります。ただし、協会に加入している事業者のみとなっていますので、乗車時に手帳を提示し、確認してください。

有料道路通行料金

障害のある人の社会参加を支援するため、有料道路の割引制度があります。これまで事前に登録した自家用車に限り割引適用がありましたが、自家用車を所有していない方が知人の車やレンタカーなどを利用する場合でも、新たに割引の対象となりました。

割引を受けるには、車の所有の有無に関わらず申請手続きが必要となります。

※なお、ETC登録できる車は1人1台のみです。

担当課等

J R 各駅

あいの風とやま鉄道(株)
TEL(076)444-1300

加越能鉄道(株)
TEL 22-4888

生活環境課
TEL 67-1760

航空券発売所

※障害者手帳
→身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

富山県タクシー協会
TEL(076)423-0622

社会福祉課
TEL 67-8601

7 公共料金等の軽減

【対象者の範囲】

- ・障害者が自ら運転する場合
- ・第1種障害者（重度障害の人）を乗せて、介護者が運転する場合

【自動車の所有者】

- (1) 障害者又は生計を一にする人
- (2) 第1種障害者の場合は(1)の他、障害者を常時介護している人

※ただし、(1)、(2)とも営業用の自動車は除きます。

【手続に必要なもの】

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
 - ・車検証
 - ・運転免許証（自ら運転する場合のみ）
 - ・ETCカード（ETC利用者のみ）
 - ・ETCセットアップ申込書・証明書（ETC利用者のみ）
- ※2年毎の更新が必要です。

【割引率】 50 %

NHK放送受信料

次の人は、受信料が減免となります。

全額免除	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳	「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合
半額免除 (※1)	身体障害者	視覚・聴覚障害者が世帯主である場合 重度の身体障害者
	知的障害者	重度の知的障害者が世帯主である場合
	精神障害者	重度の精神障害者が世帯主である場合

【手続に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳
- ・印章

※1 該当する障害者が世帯主で受信契約者の場合

郵便

※郵便物

点字郵便物、特定録音物等郵便物は、3kgまで無料となります。

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

小矢部郵便局

TEL 0570-943-637

津沢郵便局

TEL 61-2042

7 公共料金等の軽減

※小包

心身障害者用ゆうメール（3kgまで）、聴覚障害者用ゆうパック（30kgまで）は、特定の施設等との間で発受するものに限り、郵便料が減免になります。

電話番号の無料案内（ふれあい案内）

視覚障害1～6級、肢体不自由（上肢・体幹）1・2級の人、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人等、電話帳の利用が困難な人には、登録申請により電話番号案内が無料になります。

【登録申請・問合せ先】

N T T西日本

フリーダイヤル 0120-104174

聴覚や発語に障害がある方の119番通報

聴覚や発語に障害がある方はFAX又は、NET119緊急通報システムを利用して救急車や消防車を要請することができます。

FAXでの通報時に記入していただくこと

- 要請場所（あなたの住所とお名前）
- 火事なのか救急車なのか
- 救急車要請の場合は、年齢・性別・ケガの部位または、病気・その他

FAXで送られる際は、119番で送信できます。送信できなかった場合は、0766-22-3498に送信してください。消防車または、救急車を向かわせたことをFAXで返信します。

NET119緊急通報システムとは、お手持ちのスマートフォンで119番通報を、文字によるチャット方式で行うものです。事前登録が必要なため、登録手続きについては、砺波地域消防組合消防本部警防課に問い合わせ下さい。

携帯電話料金の障害者割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人を対象に基本料金・通話料・通信料等が割引になります。

担当課等

N T T西日本
Tel0120-104174

砺波地域消防組合
消防本部警防課
Tel(0763)32-4957

各携帯電話会社

8 その他の福祉制度

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助

身体障害者手帳交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得や社会性の向上を図るために、補聴器の購入費を補助します。

【対象者】 以下の要件の全てに該当する人

- (1) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人
- (2) 両耳の聴力レベルが、原則として30dB以上70dB未満で身体障害者手帳交付の対象とならない人（補装具費の支給の対象とならない人）

【対象経費】 新たに補聴器を購入する経費

耐用年数経過後に補聴器を更新する経費

【補助額】 補聴器購入費の3分の2（補聴器の種類ごとに基準価格があります。）

選挙と投票

※点字投票

目が不自由な人のために、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票ができます。

※代理投票

投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。

投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が指示どおりかどうか確認します。

※郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のような障害のある人（○印の該当者）又は、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人に認められています。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	／
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障害	○	○	○	／
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分	
	「要介護5」	

【手続】 選挙管理委員会に申請が必要

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

選挙管理委員会
(総務課)

TEL 67-1760

8 その他の福祉制度

富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度

歩行が困難な方が、障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示していただきます。また、その区画の優先利用の対象となる方を示す利用証を、県が交付します。

制度の対象駐車区画を利用する際に、車内に利用証を掲示していただくことで、誰もが適正利用を確認できる制度です。

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

【対象者の範囲及び利用証の有効期限】

区分			交付基準		確認書類
身体障害者	視覚障害		身体障害者手帳	4級以上の者	身体障害者手帳
	聴覚または 平衡機能の障害	聴覚障害		3級以上の者	
		平衡機能障害		5級以上の者	
	肢体不自由	上肢		2級以上の者	
		下肢		6級以上の者	
		体幹		5級以上の者	
	脳原性運動 機能障害	上肢機能		2級以上の者	
		移動機能		6級以上の者	
	心臓機能障害			4級以上の者	
	腎臓機能障害			4級以上の者	
	呼吸器機能障害			4級以上の者	
	ぼうこうまたは直腸の機能障害			4級以上の者	
	小腸機能障害			4級以上の者	
	肝臓機能障害			4級以上の者	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害			4級以上の者	
知的障害者			療育手帳所持者で障害程度欄がAの者	療育手帳	
精神障害者			精神障害者保健福祉手帳2級以上の者	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者			特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾患医療受給者	受給者証	
高齢者等 (40～64歳の要介護認定者を含む)			介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者	介護保険被保険者証	
妊産婦			母子健康手帳を取得してから産後1年までの者 ※多胎は産後3年まで	母子健康手帳	
その他けが人または病気等の者			けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	医師の診断書	

【申請に必要なもの】

交付申請書（担当窓口でお渡しします）

確認書類（上の表の「確認書類」欄をご覧ください）

雇用と促進

職業安定所では、障害者の人の状態に応じた訓練や職業の斡旋を行っています。

小矢部

公共職業安定所

TEL 67-0310

8 その他の福祉制度

避難行動要支援者制度

災害が発生した際に、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の方（避難行動要支援者）に対して、自主防災組織など地域の方々（地域避難支援者）が協力・連携して、避難支援や災害情報の提供を受けやすくする制度です。市では毎年、以下の要件に該当した方を「避難行動要支援者名簿」に掲載しています。また、必要な個人情報を協力関係者へ提供することに同意された方については避難支援等関係者（自主防災組織や社会福祉協議会、警察、消防等）への提供を行っています。

※なお、情報提供への同意は強制的なものではありません。

在宅の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります

- ・要介護認定（要介護度3～5）を受けている方
- ・身体障害者手帳1級又は2級の第1種を所持している方
- ・療育手帳（A判定）の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の単身世帯の方
- ・難病患者の方
- ・上記以外の方で支援を希望する方

※福祉施設や病院等に長期入所・入院している人は対象になりません。

情報提供に同意を頂いた方の情報は、災害時の支援に用いられます。

障害者相談員

市長から委嘱された相談員が障害者や家族からの相談に応じ、関係機関との連携を行います。

障害部位		氏 名	住 所	電話番号
身体障害者相談員	肢 体	嶋 田 幸 恵	埴生	6 8 - 1 4 0 2
		高 田 洋 信	五社	6 7 - 4 5 8 4
		館 晴 行	埴生	6 8 - 0 8 9 6
		砂 田 茂	小神	6 7 - 2 9 8 4
		宗 田 徹 也	埴生	6 7 - 2 7 2 3
	内 部	福 塚 英 三	小矢部	6 7 - 2 9 3 4
		甲 谷 正 夫	矢水町	6 1 - 3 9 4 7
		山 田 賢	石動町	6 7 - 2 1 7 7
	視 覚	田 屋 すず子	水牧	6 8 - 0 5 5 6
	聴 覚	中 西 佳 子	今石動町	67 - 6332 (Fax)
知的障害者相談員		高 橋 佳 子	安楽寺	6 7 - 3 0 2 7
		川 合 政 光	下中	6 8 - 2 2 2 2

担当課等

総務課

TEL 6 7 - 1 7 6 0

社会福祉課

TEL 6 7 - 8 6 0 1

8 その他の福祉制度

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の皆さんの福祉の相談に応じ、さまざまな支援を行い、温かい地域社会づくりに活動しています。

担当課等

社会福祉課

TEL 67-8601

地区	氏 名	電話番号	担 当 地 区
中部	杉 澤 真	67-4768	中・下越前町、観音町、上り屋敷
	朱 亀 孝	67-4469	上越前町、北上野町、南上野町
	西 野 亮 子	67-1944	駅前、本町
	高 橋 博 司	68-3122	旭町、上野本
	宇 井 薫	67-4053	吉田町
	辻 倉 美智子	67-1927	新町、上新町、下飯田鍛冶町
	紺屋嶋 秀 夫	67-1451	上・中飯田町、中町、城山町
	池 田 進 一	67-5178	博労町、畠中町、柳町
	小埜木 紀 子	67-2419	下糸岡町、紺屋町、今町、御坊町、石動住宅
	林 洋 子	67-0150	糸岡町、愛鉄町
	舟 本 勇	67-3786	島分、小矢部四区
	荒 井 真由美	68-0654	細工町、小矢部三区
	駒 津 眞佐美	67-3591	小矢部一区、小矢部二区
	上 田 美千代	67-0250	上・中・下新田町
	橋 本 政 子	67-1658	後谷、安楽寺、野端の飛地
	山 元 一 豊	67-4638	道坪野、峯坪野
	片 山 奨	67-4672	谷坪野、峠、岩尾滝、論田
	奥 村 眞 宏	67-6099	千石、荒間、嘉例谷
	吉 田 外茂治	67-6711	吉和台
	山 崎 伊知郎	67-5018	埴生9班～14班
	長 井 忠 昭	67-2761	道林寺、長、蓮沼
	南 清 子	67-1629	石坂、上野台、西蓮沼、メルヘンランド
	中 塚 和 子	68-0272	綾子
東部	笹 島 功	67-5037	野端
	内 潟 稔	67-3909	埴生1班～8班、15班、雇用促進住宅
	高 田 明	67-1276	福町一丁目、蔵前町、新橋
	平 田 紀和子	67-3532	福町二丁目、福町三丁目、川西町、北町、坂又
	山 本 志津江	67-4798	社内、中島、川岸町、古福町
	森 田 洋 子	67-1490	川原町、寄島
	下 田 邦 博	68-2432	別所滝、了輪、高坂、下屋敷、名ヶ滝、三ヶ村、久利須
	荒 田 暁 子	67-6345	宮中、矢波、屋波牧、岩崎、嶺、糠子島
	山 崎 勇	67-3668	田川
	水 巻 眞理美	67-5121	西中野、桜町
大谷	今 村 静 枝	68-3170	法楽寺、横谷、宮須
	吉 川 邦 子	67-1377	芹川
	松 井 均	67-6182	坂又、宇治新、地崎、石王丸
	西 村 絹 子	68-1020	岡
	山 田 みどり	67-3806	水落、柳原、石名田
	山 本 美紀子	67-0085	七社、道明
	高 田 修 一	68-2085	五社
	川 田 正 一	67-5177	金屋本江、下中第3一部
	田 屋 明 美	68-1287	下中第3一部、水牧
	寺 西 茂	67-2589	西中、下中第1、下中第2
	村 田 智恵子	68-0297	小神、野寺、高木出
	福 岡 紀 子	68-1277	鷺島、茄子島、福久、栄町
	白 井 美也子	67-3402	島、福上
	寺 田 芳 美	68-1798	和沢、赤倉

8 その他の福祉制度

地区	氏 名	電話番号	担 当 地 区
蟹谷	穴 田 浩 美	67-1222	松尾、松永、棚田
	福 井 進	69-8400	臼谷、五郎丸
	長 田 雅 男	69-8248	末友川東、末友川西
	榊 悟 常	69-8023	内山、八伏、八講田、北一
	上 保 美和子	61-3923	浅地第一、共栄団地
	太 田 宏 子	61-3829	安養寺、戸久
	谷 井 重 孝	61-3912	浅地第二、高木、ガーデンヒル千羽
	林 田 憲 次	61-3955	矢水町1区、矢水町第1住宅
	中 田 正 明	61-3146	矢水町2区、3区、矢水町第2住宅
	高 城 茂	69-8680	藤森、小森谷、渋江
	高 畑 夏 江	69-8889	平桜、平田
	高 瀬 幸 美	69-8466	杉谷内、名畑
津沢	杉 原 美智子	61-2678	上町
	津 島 恵 子	61-2405	浦町、中町、津沢第3住宅
	中 谷 弘	61-2693	西町、古清水、津沢第1住宅
	宮 田 裕美子	61-3043	西島、新西、新西第1・2住宅、教職員住宅
	坂 田 洋 一	61-2305	蓑輪中央、蓑輪川原
	坂 田 勝	61-2236	蓑輪南部、蓑輪西部、鴨島
	真 栗 一 道	61-2671	浦島、表島、津沢第2住宅
	池 田 雅 寛	61-3751	興法寺(東)、興法寺(西)、下川崎
	沼 田 智 子	61-2534	水島第二、水島第三、和泉、焼野島
	沢 田 清	61-2810	水島第一、南部、御坊島、上後畝、東部
	山 谷 秀 明	61-2854	下後畝
	忠 永 明	61-3366	内御堂、経田、胡麻島
主任児童委員	河 原 克 美	67-6721	中部民児協主任児童委員
	本 多 弘 子	67-6852	中部民児協主任児童委員
	谷 崎 雅 子	67-3431	東部民児協主任児童委員
	稲 葉 光 代	67-1783	大谷民児協主任児童委員
	松 井 志 津	68-3635	大谷民児協主任児童委員
	加 藤 裕 美	61-3932	蟹谷民児協主任児童委員
	澁 谷 政 美	69-8344	蟹谷民児協主任児童委員
	金 谷 眞佐美	61-2297	津沢民児協主任児童委員
	野 澤 みさえ	61-2664	津沢民児協主任児童委員

担当課等

障害者関係団体

障害者の方々が会員となって、親睦・交流・情報交換を行っています。ぜひご入会ください。※入会手続、活動内容、会費など詳細は各団体にお問合せください。

社会福祉課
TEL 67-8601

団体名	代表者	事務局	電話番号
市身体障害者協会	嶋 田 幸 恵	小・埴生1269 宗田徹也	67-2723
市手をつなぐ育成会	辻 信 明	小・経田321	61-2603
メルヘン家族会	田 中 良 久	小・埴生1476	67-7340
市視覚障害者協会 あかつきの会	牧 野 清 美	小・新西148	61-4361
市聴覚障害者協会 かえでの会	六十刈 勲	小・今石動町1丁目5-9 中西佳子	FAX 67-6332
まつかぜ家族会	松 村 豊 弘	小・畠中町4-18	67-0025

●身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級 別		一 級	二 級
視 覚 障 害		両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
	平 衡 機 能 障 害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
	下 肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	体 幹	体幹の機能障害により座っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能）	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう又は直腸の機能障害、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	じん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

級 別		三 級	四 級
視 覚 障 害		1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害	聴 覚 障 害	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
	平 衡 機 能 障 害	平衡機能の極めて著しい障害	
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	下 肢	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体 幹	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	上 肢 機 能 障 害	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	移 動 機 能 障 害		
心 臓、じん 臓 若 し く は 呼 吸 器 又 は ぼう こう 若 し く は 肝 臓 の 機 能 の 障 害	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼう こう 又 は 直 腸 の 機 能 障 害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級 別		五 級	六 級
視 覚 障 害		1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの
機能の障害 聴覚又は平衡	聴 覚 障 害		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側の耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
	平 衡 機 能 障 害	平衡機能の著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢のおや指の（機能）の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
	下 肢	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5 cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
	体 幹	体幹の機能の著しい障害	
	乳 行 運 上 幼 性 動 肢 児 期 の 機 能 以 前 の 障 害 の 変 化 に 関 連 する 非 進 歩 性	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
	乳 行 運 移 幼 性 動 動 児 期 の 機 能 以 前 の 障 害 の 変 化 に 関 連 する 非 進 歩 性	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
	心 臓、 じん 臓 若 しくは 呼吸器 若しくは ぼうこう 又は直腸 の機能障害 若しくは 小腸 の機能障害 若しくは ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害 若しくは 肝臓、小腸、 肝臓	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝臓機能障害	

級 別		七 級
視 覚 障 害		
聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害	
	平 衡 機 能 障 害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		
肢 体 不 自 由	上 肢	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下 肢	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3 cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体 幹	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	移動機能	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう又は直腸の機能障害又はぼうこう若しくは肝臓の機能の障害、小腸	心 臓 機 能 障 害	
	じ ん 臓 機 能 障 害	
	呼 吸 器 機 能 障 害	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	
	小 腸 機 能 障 害	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
	肝 臓 機 能 障 害	

備 考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩から、大腿においては座骨結節の高さから計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
-----	---

障害福祉サービス事業者一覧（砺波市・小矢部市・南砺市）

令和6年4月1日現在
砺波圏域障害者基幹相談支援センター作成

○基幹相談支援事業者（地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務を関係機関との連携を図りながら行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	TEL 0763-33-6252	FAX 0763-33-6275	社会福祉法人 涙明会

○指定一般相談支援事業者（総合的な相談、入所施設等からの地域移行の支援、居宅で生活している障害者の対応等の相談支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障がい者サポートセンター きらり	〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	TEL 0763-33-1552	FAX 0763-55-6625	社会福祉法人 涙明会
地域活動支援センターとなみ野	〒939-1379 砺波市出町中央13-1	TEL 0763-23-6540	FAX 0763-23-6541	社会福祉法人 たびだちの会
地域活動支援センターひまわり	〒932-0836 小矢部市埴生1476	TEL 0766-67-7340	FAX 0766-67-7341	社会福祉法人 黎明の郷
わくわく小矢部相談支援事業所	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部
相談支援センターあい	〒939-1531 南砺市院林82-1	TEL 0763-22-3535	FAX 0763-22-3350	社会福祉法人 マーシ園

○指定特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者
(総合的な相談、障害福祉サービス等の利用に関するサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成などの相談支援を行います)

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	者	児
障がい者サポートセンター きらり	〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	TEL 0763-33-1552	FAX 0763-55-6625	社会福祉法人 涙明会	○	○
地域活動支援センターとなみ野	〒939-1379 砺波市出町中央13-1	TEL 0763-23-6540	FAX 0763-23-6541	社会福祉法人 たびだちの会	○	○
聚楽サンガ：休止中	〒939-1348 砺波市東中171	TEL 0763-32-1882	FAX 0763-32-1892	宗教法人 善福寺	○	○
地域生活支援センターすまいる	〒932-0833 小矢部市綾子5596	TEL 0766-68-3820	FAX 0766-68-3821	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○	
地域活動支援センターひまわり	〒932-0836 小矢部市埴生1476	TEL 0766-67-7340	FAX 0766-67-7341	社会福祉法人 黎明の郷	○	○
わくわく小矢部相談支援事業所	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	○	○
相談支援センターあい	〒939-1531 南砺市院林82-1	TEL 0763-22-3535	FAX 0763-22-3350	社会福祉法人 マーシ園	○	○
特定相談支援事業所木の香：休止中	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-6000	FAX 0763-82-6029	社会福祉法人 マーシ園	○	
特定相談支援事業所八乙女：休止中	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-0490	FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーシ園	○	
わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8	TEL 0763-22-6055	FAX 0763-22-6011	社会福祉法人 わらび学園		○

○居宅介護・重度訪問介護（自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

■：重度訪問介護

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
ニチイケアセンター砺波 ■	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12	TEL 0763-34-7261	FAX 0763-34-7263	株式会社 ニチイ学館			
ニチイケアセンター石丸 ■	〒939-1301 砺波市石丸401	TEL 0763-34-1020	FAX 0763-34-1021	株式会社 ニチイ学館			
ニチイケアセンター庄川 ■	〒932-0315 砺波市庄川町示野121	TEL 0763-82-8588	FAX 0763-82-2042	株式会社 ニチイ学館			
砺波市ヘルパーステーション（市役所）■	〒939-1398 砺波市栄町7-3	TEL 0763-33-1111	FAX 0763-33-7622	砺波市（高齢介護課）			
砺波市ヘルパーステーション（庄川）■	〒932-0393 砺波市庄川町青島401	TEL 0763-82-4130	FAX 0763-82-4208	砺波市（高齢介護課）			
ものがたりホームヘルパーステーション ■	〒939-1315 砺波市太田1382	TEL 0763-55-6200	FAX 0763-34-0103	医療法人社団 ナラティブホーム			
J A いなば福祉支援センター ■	〒932-0102 小矢部市水島680	TEL 0766-61-3737	FAX 0766-61-2276	いなば農業協同組合			
小矢部市社協ホームヘルプセンター ■	〒932-0821 小矢部市鷺島15	TEL 0766-67-8613	FAX 0766-67-4896	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会			
南砺市井波ホームヘルプステーション ■	〒932-0211 南砺市井波938	TEL 0763-82-0524	FAX 0763-82-7776	南砺市（地域包括ケア課）			
マーシ園ヘルパーステーション ■	〒939-1507 南砺市二日町1331-45	TEL 0763-55-6702	FAX 0763-55-6362	社会福祉法人 マーシ園			
旅川ホームヘルプサービス事業所 ■	〒939-1531 南砺市院林92-1	TEL 0763-22-6548	FAX 0763-22-7569	社会福祉法人 福寿会			
ニチイケアセンター南砺 ■	〒939-1624 南砺市八幡13-1	TEL 0763-52-8086	FAX 0763-52-1716	株式会社 ニチイ学館			
ニチイケアセンター福野 ■	〒939-1576 南砺市やかた105 FCCビル1F	TEL 0763-22-8003	FAX 0763-22-3305	株式会社 ニチイ学館			
ふく満ホームヘルプサービス事業所 ■	〒939-1662 南砺市福光1045	TEL 0763-53-0055	FAX 0763-53-1131	社会福祉法人 福寿会			
J A 福光ふれあいセンター	〒939-1662 南砺市福光1192	TEL 0763-52-2621	FAX 0763-52-8760	福光農業協同組合			
となみケアサービス ■	〒939-1844 南砺市野口191-1	TEL 0763-62-3777	FAX 0763-62-3774	(株)キャリアマッチングシステム富山			
【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション ■	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313	TEL 0763-68-2316	FAX 0763-68-2866	社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会	×	×	南

○同行援護（重度の視覚障害者の人が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
ニチイケアセンター砺波	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12	TEL 0763-34-7261	FAX 0763-34-7263	株式会社 ニチイ学館
マーシ園ヘルパーステーション	〒939-1507 南砺市二日町1331-45	TEL 0763-55-6702	FAX 0763-55-6362	社会福祉法人 マーシ園
ふく満ホームヘルプサービス事業所	〒939-1662 南砺市福光1045	TEL 0763-53-0055	FAX 0763-53-1131	社会福祉法人 福寿会

○行動援護（自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
砺波市ヘルパーステーション（市役所）	〒939-1398 砺波市栄町7-3	TEL 0763-33-1111	FAX 0763-33-7622	砺波市（高齢介護課）			
砺波市ヘルパーステーション（庄川）	〒932-0314 砺波市庄川町青島401	TEL 0763-82-4130	FAX 0763-82-4208	砺波市（高齢介護課）			
【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313	TEL 0763-68-2316	FAX 0763-68-2866	社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会	×	×	南

○障害児等療育支援事業（障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障がい者サポートセンター きらり	〒939-1386 砺波市幸町1-7 （富山県砺波総合庁舎内）	TEL 0763-33-1552	FAX 0763-55-6625	社会福祉法人 湊明会

○児童発達支援（障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
オンライン2.0	〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエアC号室	TEL 0763-55-6490	FAX 0763-55-6472	株式会社 マルチビジョン			
つくしの家となみ	〒932-0314 砺波市庄川町青島645	TEL 0763-23-4265	FAX 0763-23-4267	株式会社 つくし工房			
【基】デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	×	小	南
【基】砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村	〒939-1406 砺波市宮森461	TEL 0763-37-2280	FAX 0763-37-2281	労働者協同組合労協センター事業団	砺	小	
AIJYU松沢	〒932-0821 小矢部市鷺島173-1	TEL 0766-68-0182	FAX 0766-68-2173	株式会社 ドリーム愛寿			
【基】デイサービスわくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	×	小	南
わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8	TEL 0763-22-6055	FAX 0763-22-6011	社会福祉法人 わらび学園			

○放課後等デイサービス（就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
きっずるーむクローバー	〒939-1312 砺波市東開発247-4	TEL 0763-58-5540	FAX 0763-58-5540	社会福祉法人 湊明会			
オンライン砺波	〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエアD号室	TEL 0763-55-6470	FAX 0763-55-6472	株式会社 マルチビジョン			
ここいろ	〒939-1355 砺波市杉木4丁目75 74ビル	TEL 0763-58-5365	FAX 0763-58-5366	合同会社 燈			
オンライン2.0	〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエアC号室	TEL 0763-55-6490	FAX 0763-55-6472	株式会社 マルチビジョン			
つくしの家となみ	〒932-0314 砺波市庄川町青島645	TEL 0763-23-4265	FAX 0763-23-4267	株式会社 つくし工房			
【共】ゆたか町の家	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6	TEL 0763-33-1470	FAX 0763-33-1470	エスエイチ株式会社			
【共】一期緑（旧 東石丸の家）	〒939-1302 砺波市東石丸30-31	TEL 0763-55-6431	FAX 0763-55-6432	ソーシャルサポートYM株式会社			
【基】やなせ苑デイサービスセンター	〒939-1313 砺波市柳瀬3	TEL 0763-32-3050	FAX 0763-32-6543	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	〒939-1438 砺波市安川297	TEL 0763-37-2161	FAX 0763-37-1526	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	〒939-1333 砺波市苗加824-1	TEL 0763-32-7295	FAX 0763-32-7296	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	南
【基】砺波市北部デイサービスセンター	〒939-1345 砺波市林1202	TEL 0763-33-3082	FAX 0763-33-3182	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	×
【基】（宗）善福寺デイサービス聚楽	〒939-1348 砺波市東中171	TEL 0763-32-1882	FAX 0763-32-1892	宗教法人 善福寺	砺	小	×
【基】砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村	〒939-1406 砺波市宮森461	TEL 0763-37-2280	FAX 0763-37-2281	労働者協同組合労協センター事業団	砺	小	×
【基】デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	砺	小	南
【基】デイサービスいろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333	TEL 0763-32-2369	FAX 0763-32-2369	株式会社 いろり	砺	×	南
放課後等デイサービス事業所 きっずるーむここみ	〒932-0053 小矢部市石動町18-11	TEL 0766-50-8137	FAX 0766-50-8131	社会福祉法人 湊明会			
AIJYU松沢	〒932-0821 小矢部市鷺島173-1	TEL 0766-68-0182	FAX 0766-68-2173	株式会社 ドリーム愛寿			
【基】デイサービスわくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	砺	小	南
ステップ・バイ・ステップ	〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1	TEL 0763-55-6708	FAX 0763-55-6606	株式会社 サード・ブレイス			
ステップ・バイ・ステップ福光店	〒939-1732 南砺市荒木1333-1	TEL 0763-58-5789	FAX 0763-58-5779	株式会社 サード・ブレイス			
ステップ・バイ・ステップ東太美店	〒939-1756 南砺市土生新256	TEL 0763-58-5560	FAX 0763-58-5561	株式会社 サード・ブレイス			
ここいろなんと	〒939-1568 南砺市福野87-10	TEL 0763-77-3922	FAX 0763-58-5365	合同会社 燈			
【基】マーシ園木の香	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-6000	FAX 0763-82-6029	社会福祉法人 マーシ園	砺	×	南

○保育所等訪問支援（保育所等を利用している障害のある児童が、保育所等における集団生活へ適応するために専門的な支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8	TEL 0763-22-6055	FAX 0763-22-6011	社会福祉法人 わらび学園

○福祉型障害児入所施設（障害のある児童を入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知能、技能習得の支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
富山県立砺波学園	〒939-1436 砺波市福山1164	TEL 0763-37-0157	FAX 0763-37-1522	富山県

○短期入所（自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
富山県立砺波学園	〒939-1436 砺波市福山1164	TEL 0763-37-0157	FAX 0763-37-1522	富山県
【共】ゆたか町の家	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6	TEL 0763-33-1470	FAX 0763-33-1470	エスエイチ株式会社
CH-5グループホームCHance	〒939-1337 砺波市神島101-2	TEL 0763-33-6880	FAX 0763-33-6881	株式会社 CH-5
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	〒932-0065 小矢部市論田8	TEL 0766-68-0363	FAX 0766-68-1643	社会福祉法人 溪明会
日中サービス支援型ホームこごみ	〒932-0053 小矢部市石動町18-11	TEL 0766-50-8136	FAX 0766-50-8131	社会福祉法人 溪明会
ショートステイラルゴ	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-30-5523	FAX 0766-30-8018	医療法人社団 松風会
マーシ園木の香	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-6000	FAX 0763-82-6029	社会福祉法人 マーシ園
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	〒939-1874 南砺市蛇喰1302	TEL 0763-64-8880	FAX 0763-64-8881	社会福祉法人 溪明会
特別養護老人ホーム いなみ	〒932-0211 南砺市井波1310-1	TEL 0763-82-7040	FAX 0763-82-7022	社会福祉法人 福寿会
CH-5ホームCHance福野	〒939-1521 南砺市苗島486-1	TEL 0763-55-6762	FAX 0763-55-6763	株式会社 CH-5

○療養介護（医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
独立行政法人国立病院機構 北陸病院	〒939-1893 南砺市信末5963	TEL 0763-62-1340	FAX 0763-62-3460	独立行政法人 国立病院機構 北陸病院

○生活介護（常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす	〒939-1308 砺波市三郎丸184-1	TEL 0763-32-1717	FAX 0763-32-1717	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野			
つくしの家となみ	〒932-0314 砺波市庄川町青島645	TEL 0763-23-4265	FAX 0763-23-4267	株式会社 つくし工房			
【共】ゆたか町の家	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6	TEL 0763-33-1470	FAX 0763-33-1470	エスエイチ株式会社			
【基】やなげ苑デイサービスセンター	〒939-1313 砺波市柳瀬3	TEL 0763-32-3050	FAX 0763-32-6543	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	〒939-1438 砺波市安川297	TEL 0763-37-2161	FAX 0763-37-1526	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】ケアポート庄川デイサービスセンター	〒932-0305 砺波市庄川町金屋字岩黒38-1	TEL 0763-82-6871	FAX 0763-82-6862	社会福祉法人 庄川福祉会	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	〒939-1333 砺波市苗加824-1	TEL 0763-32-7295	FAX 0763-32-7296	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	南
【基】砺波市北部デイサービスセンター	〒939-1345 砺波市林1202	TEL 0763-33-3082	FAX 0763-33-3182	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽	〒939-1348 砺波市東中171	TEL 0763-32-1882	FAX 0763-32-1892	宗教法人 善福寺	砺	小	×
【基】砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村	〒939-1406 砺波市宮森461	TEL 0763-37-2280	FAX 0763-37-2281	労働者協同組合労協センター事業団	砺	小	南
【基】デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	砺	小	南
【基】デイサービスいろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333	TEL 0763-32-2369	FAX 0763-32-2369	株式会社 いろり	砺	×	南
【基】デイサービスのぞみリハビリテーションアカデミー	〒939-1352 砺波市宮丸183-1	TEL 0763-58-5826	FAX 0763-58-5827	健生株式会社	砺	×	×
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	〒932-0065 小矢部市論田8	TEL 0766-68-0363	FAX 0766-68-1643	社会福祉法人 溪明会			
多機能型事業所 溪明園めるへん	〒932-0053 小矢部市石動町18-9	TEL 0766-67-6521	FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会			
【共】共生型デイサービス びーすあけぼの	〒932-0833 小矢部市綾子5596	TEL 0766-30-5858	FAX 0766-30-5106	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野			
【基】小矢部市デイサービスセンター	〒932-0821 小矢部市鷺島15	TEL 0766-67-8613	FAX 0766-67-4896	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	×	小	×
【基】デイサービスわくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	砺	小	南
【基】リハビリ・デイサービスおやべ	〒932-0814 小矢部市赤倉207	TEL 0766-67-2001	FAX 0766-30-2520	ライフ・クリエイト株式会社	砺	小	×
【基】富山型デイサービス城山	〒932-0047 小矢部市城山町9-32	TEL 0766-53-5876	FAX 0766-53-5877	株式会社 アトマ	×	小	×
マーシ園木の香	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-6000	FAX 0763-82-6029	社会福祉法人 マーシ園			
マーシ園八乙女	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-0490	FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーシ園			
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	〒939-1874 南砺市蛇喰1302	TEL 0763-64-8880	FAX 0763-64-8881	社会福祉法人 溪明会			
多機能型事業所 花椿かがやき	〒939-1533 南砺市八塚580-1	TEL 0763-22-2252	FAX 0763-22-2205	社会福祉法人 溪明会			

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
【基】デイサービスセンターいなみ	〒932-0211 南砺市井波1310-1	TEL 0763-82-7030	FAX 0763-82-7043	社会福祉法人 福寿会	×	×	南
【基】やすらぎ荘デイサービスセンター	〒939-1744 南砺市天池1570	TEL 0763-52-7206	FAX 0763-52-7207	社会福祉法人 福寿会	×	×	南
【基】デイサービス母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53	TEL 0763-52-7555	FAX 0763-52-7550	NPO法人 母笑夢	×	×	南
【基】南砺市利賀デイサービスセンター	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313	TEL 0763-68-2316	FAX 0763-68-2866	社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会	×	×	南
【基】南砺市上平デイサービスセンター	〒939-1968 南砺市上平細島1112	TEL 0763-67-3003	FAX 0763-67-3002	社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会	×	×	南
【基】ケアタウン福野	〒939-1552 南砺市柴田屋396-11	TEL 0763-58-5632	FAX 0763-58-5362	株式会社 ハートフル	×	×	南
【基】ふく満デイサービスセンター	〒939-1662 南砺市福光1045	TEL 0763-53-0055	FAX 0763-53-1131	社会福祉法人 福寿会	×	×	南

○施設入所支援（施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	〒932-0065 小矢部市論田8	TEL 0766-68-0363	FAX 0766-68-1643	社会福祉法人 溪明会
マーシ園木の香	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-6000	FAX 0763-82-6029	社会福祉法人 マーシ園
マーシ園八乙女	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-0490	FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーシ園
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	〒939-1874 南砺市蛇喰1302	TEL 0763-64-8880	FAX 0763-64-8881	社会福祉法人 溪明会

○宿泊型自立訓練施設（居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談等必要な支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
あすみるーAsmile-	〒939-1315 砺波市太田567-2	TEL 0763-34-5677	FAX 0763-33-1340	医療法人社団 緑心会

○共同生活援助(グループホーム)（夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います）

事業所名・施設名	所在地	運営主体連絡先	運営主体	介護 包括 型	外部 利用 型	日中 支援 型
共同生活援助事業所 ホーム十年明	砺波市十年明	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
ホーム庄川、ホーム庄川第2	砺波市庄川町示野	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252	社会福祉法人 溪明会	○		
たびだちの会グループホーム たびだち荘	砺波市十年明	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444	社会福祉法人 たびだちの会	○		
たびだちの会グループホーム ゆうゆう荘	砺波市中央町	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444	社会福祉法人 たびだちの会	○		
かたかご苑グループホーム ホーム東保	砺波市東保	〒939-1254 高岡市滝新15 TEL 0766-36-1636 FAX 0766-36-1637	社会福祉法人 たかおか万葉福祉会	○		
緑心会グループホーム くチャレンジハイツ>	砺波市矢木	〒939-1315 砺波市太田567-2 TEL 0763-34-5677 FAX 0763-33-1340	医療法人社団 緑心会		○	
CH-5グループホームCHance	砺波市神島	〒939-1337 砺波市神島101-2 TEL 0763-33-6880 FAX 0763-33-6881	株式会社 CH-5	○		
共同生活援助事業所 ホームあけぼの	小矢部市綾子	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-73-2031	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
共同生活援助事業所 共生型グループホーム らぶあけぼの	小矢部市綾子	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-73-2031	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
グループホームびーすあけぼの	小矢部市綾子	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-73-2031	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
ホームやつわ	小矢部市八和町	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会	○		
ホームあやこ	小矢部市綾子	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会	○		
ホームいするぎ	小矢部市石動町	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会	○		
日中サービス支援型ホームここみ	小矢部市石動町	〒932-0053 小矢部市石動町18-11 TEL 0766-50-8136 FAX 0766-50-8131	社会福祉法人 溪明会			○
グリーン・フォンターナー	小矢部市新富町	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414	医療法人社団 松風会		○	
まつかぜ	小矢部市新富町	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414	医療法人社団 松風会		○	
アダージョ	小矢部市新富町	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414	医療法人社団 松風会		○	
啓愛会 なでしこハウス	小矢部市島	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288	医療法人社団 啓愛会		○	
啓愛会 藤村荘	小矢部市島	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288	医療法人社団 啓愛会		○	
啓愛会 チューリップ	小矢部市島	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288	医療法人社団 啓愛会		○	
啓愛会 花菖蒲の家	小矢部市福上	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288	医療法人社団 啓愛会		○	
ホーム風の谷	南砺市谷	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーシ園	○		
ホームふくの実	南砺市福野	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーシ園	○		
ホーム柴田屋	南砺市柴田屋	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252	社会福祉法人 溪明会	○		
ホーム柴田屋みなみ	南砺市柴田屋	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252	社会福祉法人 溪明会	○		
共同生活援助事業所 ホームたてのがはら	南砺市立野原東	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
CH-5ホームCHance福野	南砺市苗島	〒939-1337 砺波市神島101-2 TEL 0763-33-6880 FAX 0763-33-6881	株式会社 CH-5	○		

○就労移行支援（一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野	〒939-1375 砺波市中央町10-5	TEL 0763-33-5044	FAX 0763-33-5444	社会福祉法人 たびだちの会

○就労継続支援（A型）（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※雇用型）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
ジュピター	〒939-1383 砺波市高道4-5	TEL 0763-55-6168	FAX 0763-55-6169	株式会社 ORION
新の葉	〒939-1383 砺波市高道92	TEL 0763-58-5655	FAX 0763-58-5675	株式会社 EACH ONE
ワンダーランド砺波	〒939-1386 砺波市幸町5-25	TEL 0763-55-6210	FAX 0763-55-6215	株式会社 ダイエードリームライツ
オアシス砺波	〒939-1302 砺波市東石丸372-13	TEL 0763-58-5211	FAX 0763-58-5216	株式会社 OASIS
CH-5ワークCHallenge	〒939-1368 砺波市本町13-27 アラックスビル砺波2階	TEL 0763-58-5828	FAX 0763-58-5829	株式会社 CH-5
self-A・151A福光	〒939-1702 南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ	TEL 0763-77-3773	FAX 0763-77-1177	株式会社 151A

○就労継続支援（B型）（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※非雇用型）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川	〒932-0314 砺波市庄川町青島401	TEL 0763-82-5506	FAX 0763-82-5506	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田	〒939-1352 砺波市宮丸466-4	TEL 0763-33-6895	FAX 0763-33-6895	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野	〒939-1375 砺波市中央町10-5	TEL 0763-33-5044	FAX 0763-33-5444	社会福祉法人 たびだちの会
リハスワーク砺波	〒939-1344 砺波市中神1-174 105-2区画(イオンモールとなみ店内)	TEL 0763-23-4911	FAX 0763-23-4912	株式会社 リハス
CH-5ワークCHallenge B	〒939-1368 砺波市本町13-27 アラックスビル砺波2階	TEL 0763-58-5828	FAX 0763-58-5829	株式会社 CH-5
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 祉作業所あけぼの第二	〒932-0053 小矢部市石動町9-30	TEL 0766-67-5145	FAX 0766-30-8116	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
多機能型事業所 湊明園るへん	〒932-0053 小矢部市石動町18-9	TEL 0766-67-6521	FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 湊明会
障害福祉サービス事業所 トライ工房	〒932-0836 小矢部市埴生1476	TEL 0766-67-5225	FAX 0766-67-5226	社会福祉法人 黎明の郷
斉藤商店おやべ	〒932-0136 小矢部市平田3118	TEL 0766-69-8181	FAX 0766-69-8183	有限会社 斉藤商店
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	〒939-1507 南砺市二日町1331-34	TEL 0763-22-6870	FAX 0763-22-6870	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光	〒939-1741 南砺市高宮1	TEL 0763-52-6043	FAX 0763-52-6043	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端	〒939-1811 南砺市理休246-1	TEL 0763-62-3346	FAX 0763-62-3347	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
マーシ園八乙女	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-0490	FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーシ園
なんと共同作業所	〒939-1507 南砺市二日町1331-45	TEL 0763-55-6360	FAX 0763-55-6362	社会福祉法人 マーシ園
多機能型事業所 花椿かがやき	〒939-1533 南砺市八塚580-1	TEL 0763-22-2252	FAX 0763-22-2205	社会福祉法人 湊明会
みんなの台所・城端	〒939-1842 南砺市野田1147	TEL 0763-58-5618	FAX 0763-58-5619	一般社団法人 さざんくろす

○障害者就業・生活支援センター（求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
砺波障害者就業・生活支援センター (障がい者サポートセンターきらり内)	〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	TEL 0763-33-1552	FAX 0763-55-6625	社会福祉法人 湊明会

○自立訓練（生活訓練）（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
あすみるーAsmileー	〒939-1315 砺波市太田567-2	TEL 0763-34-5677	FAX 0763-33-1340	医療法人社団 緑心会			
【基】やなせ苑デイサービスセンター	〒939-1313 砺波市柳瀬3	TEL 0763-32-3050	FAX 0763-32-6543	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	〒939-1438 砺波市安川297	TEL 0763-37-2161	FAX 0763-37-1526	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】ケアポート庄川デイサービスセンター	〒932-0305 砺波市庄川町金屋字岩黒38-1	TEL 0763-82-6871	FAX 0763-82-6862	社会福祉法人 庄川福祉会	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	〒939-1333 砺波市苗加824-1	TEL 0763-32-7295	FAX 0763-32-7296	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	南
【基】砺波市北部デイサービスセンター	〒939-1345 砺波市林1202	TEL 0763-33-3082	FAX 0763-33-3182	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽	〒939-1348 砺波市東中171	TEL 0763-32-1882	FAX 0763-32-1892	宗教法人 善福寺	砺	×	×
【基】デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	砺	小	南
【基】デイサービス のぞみリハビリテーションアカデミー	〒939-1352 砺波市宮丸183-1	TEL 0763-58-5826	FAX 0763-58-5827	健生株式会社	砺	×	×

○自立訓練（機能訓練）（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
【基】デイサービス のぞみリハビリテーションアカデミー	〒939-1352 砺波市宮丸183-1	TEL 0763-58-5826	FAX 0763-58-5827	健生株式会社	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	〒939-1438 砺波市安川297	TEL 0763-37-2161	FAX 0763-37-1526	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】やなせ苑デイサービスセンター	〒939-1313 砺波市柳瀬3	TEL 0763-32-3050	FAX 0763-32-6543	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×

○移動支援（屋外での移動が困難な方に対して、外出の際に円滑な移動を支援します）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	契約市		
ニチケアセンター砺波	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12	TEL 0763-34-7261	FAX 0763-34-7263	株式会社 ニチイ学館	砺	×	×
ニチケアセンター石丸	〒939-1301 砺波市石丸401	TEL 0763-34-1020	FAX 0763-34-1021	株式会社 ニチイ学館	砺	×	×
小矢部市社協ホームヘルプセンター	〒932-0821 小矢部市鷺島15	TEL 0766-67-8613	FAX 0766-67-4896	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	×	小	×
マーン園ヘルパーステーション	〒939-1507 南砺市二日町1331-45	TEL 0763-55-6702	FAX 0763-55-6362	社会福祉法人 マーン園	砺	小	南
ふく満ホームヘルプサービス事業所	〒939-1662 南砺市福光1045	TEL 0763-53-0055	FAX 0763-53-1131	社会福祉法人 福寿会	×	×	南
ニチケアセンター南砺	〒939-1624 南砺市八幡13-1	TEL 0763-52-8086	FAX 0763-52-1716	株式会社 ニチイ学館	×	×	南

○日中一時支援

（家庭で介護している方の事情によって、日中、一時的に支援が必要な障害者等を日帰りで預かり、食事や排せつ等の介護、見守りを行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	契約市		
富山県立砺波学園	〒939-1436 砺波市福山1164	TEL 0763-37-0157	FAX 0763-37-1522	富山県	砺	小	南
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川	〒932-0314 砺波市庄川町青島401	TEL 0763-82-5506	FAX 0763-82-5506	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	×	南
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田	〒939-1352 砺波市宮丸466-4	TEL 0763-33-6895	FAX 0763-33-6895	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	×	×
障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす	〒939-1308 砺波市三郎丸184-1	TEL 0763-32-1717	FAX 0763-32-1717	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	×	南
砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村	〒939-1406 砺波市宮森461	TEL 0763-37-2280	FAX 0763-37-2281	労働者協同組合労協センター事業団	砺	×	×
デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	砺	×	×
デイサービスいろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333	TEL 0763-32-2369	FAX 0763-32-2369	株式会社 いろり	砺	×	南
（宗）善福寺デイサービス聚楽	〒939-1348 砺波市東中171	TEL 0763-32-1882	FAX 0763-32-1892	宗教法人 善福寺	砺	×	×
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二	〒932-0053 小矢部市石動町9-30	TEL 0766-67-5145	7 FAX 0766-30-8116	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	小	×
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一	〒932-0821 小矢部市鷺島66	TEL 0766-68-2960	FAX 0766-68-2960	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	×	小	×
共生型デイサービス びーすあけぼの	〒932-0833 小矢部市綾子5596	TEL 0766-30-5858	FAX 0766-30-5106	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	小	南
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	〒932-0065 小矢部市論田8	TEL 0766-68-0363	FAX 0766-68-1643	社会福祉法人 溪明会	砺	小	南
多機能型事業所 溪明園めるへん	〒932-0053 小矢部市石動町18-9	TEL 0766-67-6521	FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会	×	小	×
デイサービスわくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	×	小	南
富山型デイサービス城山	〒932-0047 小矢部市城山町9-32	TEL 0766-53-5876	FAX 0766-53-5877	株式会社 アトマ	×	小	×
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	〒939-1507 南砺市二日町1331-34	TEL 0763-22-6870	FAX 0763-22-6870	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	×	南
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光	〒939-1741 南砺市高宮1	TEL 0763-52-6043	FAX 0763-52-6043	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	×	×	南
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端	〒939-1811 南砺市理体246-1	TEL 0763-62-3346	FAX 0763-62-3347	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	×	×	南
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	〒939-1874 南砺市蛇喰1302	TEL 0763-64-8880	FAX 0763-64-8881	社会福祉法人 溪明会	砺	小	南
多機能型事業所 花椿かがやき	〒939-1533 南砺市八塚580-1	TEL 0763-22-2252	FAX 0763-22-2205	社会福祉法人 溪明会	砺	小	南
わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8	TEL 0763-22-6055	FAX 0763-22-6011	社会福祉法人 わらび学園	砺	×	南
ステップ・バイ・ステップ	〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1	TEL 0763-55-6708	FAX 0763-55-6606	株式会社 サード・ブレイス	×	小	南
ステップ・バイ・ステップ福光店	〒939-1732 南砺市荒木1333-1	TEL 0763-58-5789	FAX 0763-58-5779	株式会社 サード・ブレイス	×	小	南

○地域活動支援センター（創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
地域活動支援センターとなみ野	〒939-1379 砺波市出町中央13-1	TEL 0763-23-6540	FAX 0763-23-6541	社会福祉法人 たびだちの会
地域活動支援センターひまわり	〒932-0836 小矢部市塙生1476	TEL 0766-67-7340	FAX 0766-67-7341	社会福祉法人 黎明の郷
地域活動支援センターピアサポートあい	〒939-1531 南砺市院林82-1	TEL 0763-22-2061	FAX 0763-22-3350	社会福祉法人 マーン園

○認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

（認知症の特性に配慮した入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や日常生活上の世話、機能訓練を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
地域密着型サービス事業所 共生型グループホーム らぶあけぼの	〒932-0833 小矢部市綾子5599	TEL 0766-68-3826	FAX 0766-68-3827	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野

- ※ 【基】は基準該当事業所＝介護保険の指定事業所などで、市が障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たすと認める事業所
- ※ 【共】は共生型事業所＝介護保険の指定事業所で、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の県の指定基準の特例を満たす事業所
- ※ 各市との契約があるため住所地によっては他市のサービスが受けられない場合があります。
- ※ 砺波・小矢部・南砺市の事業所を掲載してあります。詳細は各市にお問い合わせください。

障害者に関するマークの一例

名 称	概 要 等
障害者のための国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
盲人のための国際シンボルマーク 	世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。